

別表第1（第3条、第4条関係）

1 補助対象事業者	2 補助基準額	3 補助対象経費	4 補助率
令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届けでている病院	許可病床数 × 4万円 許可病床数が4床以下の有床診療所は1施設 × 18万円	ICT機器の導入による業務効率化 タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入 タスクシフト/シェアによる業務効率化 医師事務作業補助者、看護補助者等の職員に新たな配置によるタスクシフト/シェア 給付金を活用した更なる賃上げ 処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善	10/10
令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届けでている有床診療所（医科・歯科）			
令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届けでている無床診療所（医科・歯科）	1施設 × 18万円		
令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届けでている訪問看護ステーション			

1. 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの取組を対象とする。
2. 補助対象経費に該当する取組を複数組み合わせ合わせた場合も対象とする。